

内モンゴルの牧畜業の持続的発展方向に関する検討

— 「連戸牧場」を事例として—

阿 拉 坦 沙
千 年 篤

1. はじめに
2. 1990年以降の政策と牧畜地域の変容
3. 「連戸牧場」の事例分析
4. おわりに

1. はじめに

1990年以降、中国内モンゴル自治区(以下内モンゴル)では、環境問題(草原退化・砂漠化)と牧畜地域の経済問題(都市・沿海地域と農村・内陸地域の経済的格差など)が深刻化し、中央政府は「土地請負制度」(1997年～)、「生態移民」、「退耕環林環草条例」(2003年～)、牧畜業産業化の推進(2004年～)等の政策を順次を実施し、問題解決を図ってきた。しかしその一方で、これらの政策により草原開墾、定住化、過放牧等の問題が進行し、さらなる草原退化・砂漠化を引き起こしている。結果として、利用可能な放牧地が年々縮小している状況にある。こうしたなか、草原の放牧利用が厳しく制限され、遊牧・放牧を基礎としていた牧畜経営が「半畜舎飼育」・「畜舎飼育」様式へ大きく移行した。しかし、生態環境の保全、牧畜経営の安定、牧民生活の向上の実現は難しく、現在、牧畜業の持続的発展が問われている。

こうした状況を反映して、内モンゴルを対象にした研究は、近年、「生態移民」、「退耕環草」、土地利用、牧畜業産業化などに焦点をあて、政策転換による環境保全、牧畜経営および牧民生活の分析が多くなっている。各研究は、牧畜地域の現状、政策の効果や問題点等を考察し、そこから導出された含意は内モンゴルの地域活性化、牧畜業の持続的発展および環境問題解決に少なからず貢献しているとはいえ、内モンゴルの牧畜地域および牧畜業の持続的発展方向について牧民組織化にまで踏み込んで検討した研究は見当たらない。内モンゴルの牧畜地域が大きな転換期に直面している今こそ、牧畜地域および牧畜業の内発的発展の方向性の検討は重要だと考えられる。

本稿では、1990年以降、内モンゴルで実施された政策と牧畜地域の変容を踏まえ、牧

民の自助組織である「連戸牧場」の現状と可能性を考察し、内モンゴルの牧畜業の持続的発展方向の検討を試みる。

2. 1990年以降の政策と牧畜地域の変容

本節では、1990年代以降、内モンゴルで実施された諸政策と関連先行研究のレビューを通して牧畜地域と牧畜業の変化を俯瞰する。

(1) 土地請負制度

1997年に実施された土地請負制度により、放牧地などの土地の使用権が牧家に請負された。これは所有権の転換が伴わない、あくまで土地の使用権に係る制度である。当初、30年間の使用が許可されていたが、2008年の全国人民代表大会において原則、70年間の長期的使用権を認めることが決定された。土地の請負は、従来、ガチャー¹単位で集団所有されていた土地を対象にして、当時の戸数、人口、家畜頭数に即した面積の使用権を牧民に付与することを基礎とした。具体的には、1戸当たりA畝（1畝＝1/15ha）、1人当たりX畝、1羊単位²家畜にL畝という基準を設定し、ガチャーから各牧家に分配する土地面積を決定した。たとえば、5人から成る家族で400頭羊単位の家畜を所有している場合には、請負地面積は $A + 5 \times X + 400 \times L$ 畝となる。各地域の地形・地質などの状況により、請負土地は1箇所ではなく、複数の箇所（山地・草原・平野）に散在する場合が多い。また、各地域の賦存土地面積の差異により、地域によって請負地面積は異なっていた。

額爾敦布和ほか（2005）は、草原牧畜業と環境型草原経済の分析を通じて、土地使用権の付与によって拡大した農耕が草原破壊の大きな一因になっていることと、遊牧業が歴史的にみて環境保全型草原経済であったことを見出し、輪牧型草原牧畜業を提案している³。ネメフジャルガル（2008）は、土地請負政策が1990年代以降の牧草地の農地経営への移行、「禁牧」に伴う土地使用権の喪失、放牧地の耕地・林地への転換を促したと結論づけている⁴。アラ坦沙（2008）は、内モンゴルの牧畜地域の土地利用と維持管理に着

1 ガチャー・ソム・旗：モンゴル語であり、内モンゴル自治区牧畜地域で用いている行政単位である。それぞれが中国の行政の村・郷・県に相当する。

2 羊単位は羊以外の家畜を羊単位で換算する方法である。牛と馬を1頭当たり5頭羊単位と換算する。近年は草原負荷調整のために広く用いられている。

3 額爾敦布和・恩和「草原畜牧业与环保型草原经济」恩和他編『中国北方环保型农牧业与循环经济』内モンゴル科学技術出版社、2005、pp. 57-66。

4 ネメフジャルガル「中国の土地政策と農村土地利用に関する研究－内モンゴル自治区における牧草地利用を事例に－」『経済学論文集（亜細亜大学）』32、2008、pp. 59-65。

目し、所有権のない土地請負制度の下では牧民が請負地を財産として管理することができない一方、放牧地利用が分割されることで伝統的牧畜地域の自然への風土的な関わりや維持管理が衰退している現状を明らかにした⁵。土地請負制度の下、牧民は土地を転売できず、貸借においても政府からの許可が必要である。請負地は牧民にとって牧畜経営の土台になる不可欠なものであるが、個人財産ではないため、牧民は長期的な視点からの土地利用管理において主体性に欠け、その結果、不適切な放牧地管理に陥ってしまう傾向にある。また市場経済化が進行する中、規模拡大という生産刺激のもとで適正規模以上に家畜頭数拡大を図る牧民が多数いるため、過放牧が深刻化し、草原環境がさらに悪化したことが指摘されている。

(2) 「生態移民」政策

「生態移民」とは、生態環境の保護・保全、貧困撲滅を目的として環境悪化地域の住民を移動させることである。砂漠化、草原退化などの環境悪化に伴い、「生態移民」が生態保全政策として広がり、特に「退耕還林還草条例」や「退牧還草」とセットで実施されるケースが多い。

李寧ほか（2003）によると、1980年代前半に生態環境が極端に悪化し日常生活がなり立たなくなった特別困難な地域の住民を外へ移動させる「生態移民」が開始された。この方策は、1986年以降、ほかの特別困難地域にも導入された⁶。シンジルト（2005）は、「生態保全」により焦点があてられるようになったのは2000年代に入ってからのものであり、「生態移民」政策は悪化する生態環境の修復・保全の名目により、先住民たちをそのわずかに残された土地から外部へ移動させる政策であると指摘している⁷。スエー（2005）は鑲黄旗を対象にして、生態移民政策の概要および実施状況、牧民の生業変化を事例分析し、酪農業の出現に伴う草原開墾、水資源開発による環境問題や酪農経営の不安定化など多くの課題を浮き彫りにした⁸。双喜ほか（2005）は、内モンゴルのシリングル盟ソニト右旗の移民村の実態調査から、政策実施が牧民の所得増加や地域経済発展において必ずしも良

5 阿拉坦沙「内モンゴル自治区牧畜地域の土地利用と維持管理に関する研究」、環境思想・教育研究会『環境思想・教育研究』2, 2008, pp. 113-118。

6 シンジルト「中国西部辺境と「生態移民」」小長谷有紀他編『中国の環境政策－生態移民』昭和堂, 2005, pp. 11-12。

7 シンジルト「中国西部辺境と「生態移民」」小長谷有紀他編『中国の環境政策－生態移民』昭和堂, 2005, P. 11。

8 スエー「「生態移民」による新たな草原開拓－内モンゴル自治区シリングル盟鑲黄旗における牧畜民の事例から」小長谷有紀ほか『中国の環境政策－生態移民』昭和堂, 2005, pp. 77-96。

好な成果をもたらしていない点を明らかにした⁹。那木拉（2009）は事例分析を通して、「生態移民」政策により牧民生活状況が悪化したことを見出した¹⁰。

以上のように「生態移民」政策に対しては概して否定的評価が多い。しかし、「生態移民」が、ケース・状況・あり方によっては、それなりの機能を果たしていると肯定的に評価する論者もいる。達古拉（2009）は、生態移民村の酪農経営を事例分析した結果、飼料調達や酪農業生産性など経営面で改善すべき課題があるものの、生態移民により結果的に牧民生活は改善したと報告している¹¹。鬼木ほか（2005）は、オルドス市ウーシン（鳥審）旗における牧民の自由選択による移住を認める「生態移民」政策に注目し、「生態移民」事業を効率的に実施するために重要なことは、牧民の自由意志による移住を促すべきであると指摘している¹²。施国慶（2005）は、アラシャ盟における砂漠化問題は、生態環境の悪化、牧民世帯の分散や自然任せの放牧と直接的な関連があると指摘し、牧民を移動させなければ、同地域における環境破壊と牧民の貧困緩和という問題を根本から解決することは難しいと論じている¹³。

「生態移民」政策は生態保全と貧困撲滅を目的とするが、実際には牧民の移動により生業様式が変化したり、牧畜業が成り立たなくなったり、生活が厳しくなったり、移住先の生態環境を悪化させたりしている。こうしたなか、今、問われるのは、「生態移民」政策が必要か必要ないかという次元の議論ではなく、どのような状況において「生態移民」を実施すべきか、「生態移民」実施にあたって牧民の生計や生活問題をどのように支援すべきか、という長期的ビジョンに立った政策論である。「生態移民」は牧民に経済活動の転換を迫るだけでなく、移住先の生態環境にも影響を及ぼす。今までの「生態移民」により、多くの問題が露呈しており、一概に特定化できないものの、諸問題の克服には政府の全面的な支援が不可欠であることは間違いない。

9 双喜・鬼木俊次「内蒙古における環境保護政策の実施とその課題—ソニト右旗の移民村の調査結果から」恩和他編『中国北方环保型农牧业与循环经济』内モンゴル科学技術出版社、2005. pp. 1-10。

10 那木拉「牧畜民から生態移民へ—内モンゴル・シリーンゴル盟を事例として—」『社会文化科学研究』18, 2009. pp. 111-127。

11 达古拉「生态移民政策成果及存在的问题」根鎖他編『东北亚干旱地区可持续农牧业系统开发研究』内蒙古科学技術出版社、2009. pp. 89-104。

12 鬼木俊次・根鎖「「生態移民」における移住の任意性—内モンゴル自治区オルドス市における牧畜民の事例から」小長谷有紀他編『中国の環境政策—生態移民』昭和堂、2005. pp. 198-220。

13 施国慶「「生態移民」による貧困消滅の効果（二）—内モンゴル自治区アラシャ盟における実践と教訓」小長谷有紀他編『中国の環境政策—生態移民』昭和堂、2005. pp. 170-197。

(3) 「退牧還草」

1990年代以降、中国では砂漠化・草原退化などの環境悪化問題がますます深刻化し、それによる被害が拡大した。中央政府は生態環境の改善、貧困撲滅を目的として、耕作を放棄し、その土地を森林・草原に戻す「退耕還林還草」政策を打ち出した。2002年12月に「退耕還林還草条例」が成立し、2003年から実施されている。政策の実施に際しては農牧業税の免除や補助金の給付が併用されている。草原資源保全という課題を抱えている内モンゴルでは、この政策の一環として「退牧還草」政策が断行された。「退牧還草」政策は放牧を禁止し草地を復元することを意味し、主に「禁牧」、「休牧」、「区輪牧畜」という3つの手段が採用されている。禁牧とは長期間に渡る放牧の禁止、休牧とは牧草育成期における放牧禁止または必要に応じて一定期間の放牧禁止、区輪牧畜とは放牧地を区分したローテーション放牧（輪牧）を指す。

実際には、内モンゴルでは条例制定以前の2000年頃から「禁牧・休牧・区輪牧畜」が実施されており、「退耕還林還草条例」制定によって、その実施が本格化した。政府の報告によると、「退牧還草」政策によって、牧草の草丈・密度・生産量は著しく増大し、生態環境改善という目的が達成されつつあり、それとともに牧畜業の基礎建設・牧畜業の構造調整・牧畜業の産業化において多大な貢献をしているとされる¹⁴。しかし、放牧の禁止や制限によって牧草状況などの生態環境が改善されることは当然としても、「退牧還草」が実際に牧畜経営・牧民生活の改善をもたらすかどうかについては疑問符が付く。なお、「退牧還草」政策を牧畜経営との関連でみると、「禁牧」＝畜舎飼育、「休牧」＝半畜舎飼育、「区輪牧畜」＝牧畜頭数制限・放牧管理という図式で行われているのが一般的である。

他方、「退牧還草」実施後、牧民は牧畜経営と生活において多くの問題に直面するようになった。伊藤ほか（2006）は、内モンゴルの草原における開墾・農地化、過放牧などに由来する草原退化の現状を踏まえ、自然回復力に委ねる方法や人為的に草原回復を図る草原保全方法を比較分析した結果、「退牧還草」は計画的かつ慎重に実施しないと、さらなる草原退化を招く危険性があると指摘している¹⁵。草野ほか（2007）は、禁牧村を対象にした事例分析を通して、放牧抑制による牧家経済の悪化を浮き彫りにし、地域に適した生産方式の改善が重要だとし、その上で禁牧令の見直しを提言している¹⁶。鬼木ほか（2007）は、「退耕還林」政策は生態環境の保全と引き替えに牧家に対して大幅な生産様式の転換

14 内蒙古農牧業庁（2004）：「内モンゴル自治区禁牧休牧状況」、内蒙古農牧業情報ネット www.nmagri.gov.cn を参照。

15 伊藤操子・教敏・伊藤幹二「内モンゴル草原の現状と課題」『雑草研究』51(4), 2006, pp. 256-262。

16 草野栄一・朝克図「中国内モンゴル自治区における草原環境保全政策と牧畜経営－オールドス市における禁牧農村の事例分析－」『開発学研究』17(3), 2007, pp. 19-24。

を強い、牧家所得を不安定化させていると報告している¹⁷。ネメフジャルガル（2009）は、牧畜地域では環境保護が重点におかれ牧畜生産への規制が強まった結果、牧家の生産や生活に大きな変化が生じている現状を浮き彫りにし、環境政策の見直し、牧家に対する補助金の増加などを検討すべきだと提言した¹⁸。小宮山（2009）は、近年の環境政策を背景に内モンゴル（特にシリングル盟）の牧畜業構造が大きく変化し、酪農業などの畜産業の成長が著しく、それに伴い畜産企業が急速な発展を遂げている実態を明らかにするとともに、牧畜業の飼料の外部依存や環境関連の時限付補助金など牧畜経営における不安定な要因が潜んでいる点を指摘した¹⁹。烏雲格日樂ほか（2009）は、牧草地を囲い込むことの効果に対する分析を行った結果、牧草地の囲い込みは家畜を所定の範囲に集中させるため、草原退化を加速化させ、同時に経済的負担を増大させるなど様々なマイナス要因を包摂している点を明らかにした²⁰。フフバートルほか（2009）は、内モンゴル・アラシャ盟エズネー旗の事例分析を通して、「西部」地域を対象にした近代化政策と環境政策の実施により、生態環境が改善される一方で、牧畜業が後退し、民族文化が大きく喪失していることを明らかにし、行政がその現状や実態を把握し対処する必要があると指摘した²¹。吉雅図ほか（2009）は、シリングル草原地域の事例分析を通して、草原保護政策の下、牧家は概して利益追求のために頭数増加を図る傾向にあり、それが過放牧および草原退化に繋がっている現状を明らかにし、その上で健全な牧畜経営を実現するには家畜種と頭数の調整、自給飼料基盤の強化等が喫緊の課題であると述べている²²。

以上の事例分析から導かれた共通する知見は、環境政策は従来の牧畜経営様式を大きく変化させるものであり、牧家に厳しい経営転換を強いているという点である。すなわち、様々な環境政策の実施により、牧畜経営ならび牧民生活は転換期に直面しているのである。また、環境政策の効果については政府の評価と現場との間に乖離が存在する一方で、牧畜経営と牧民生活の改善に対する政府の支援が十分でない点も先行研究で明らかにされた点

17 鬼木俊次・加賀爪優・余勁・根鎖「中国の「退耕還林」政策が農家経済へ及ぼす影響—陝西省・内モンゴル自治区の事例」『農業経済研究』78(4), 2007, pp. 174-179。

18 ネメフジャルガル（2009）「中国内陸部の課題—内モンゴル自治区の草原利用型牧畜地域を事例に—」『中国の台頭とそのインパクトⅢ』亜細亜大学アジア研究所, 2009, pp. 117-201。

19 小宮山博「内蒙古畜牧業の動向」根鎖他編『东北亚干旱地区可持续农牧业系统开发研究』, 内蒙古科学技术出版社, 2009, pp. 1-13。

20 烏雲格日樂・根鎖・鬼木俊次・宝希吉日「草場围栏的效果分析—以内蒙古锡林郭勒盟为例」根鎖他編『东北亚干旱地区可持续农牧业系统开发研究』, 内蒙古科学技术出版社, 2009, pp. 231-244。

21 フフバートル・大野由紀子「中国「西部」の環境悪化と少数民族地域の文化変容」『学苑』828, 2009, pp. 24-64。

22 吉雅図・小野雅之「中国・内モンゴルにおける草原保護政策下での牧羊経営の変化—シリングル草原地域を事例として」『農林業問題研究』175, 2009, pp. 212-217。

である。

(4) 牧畜業産業化

中国では1990年以降、農業・農村問題が「三農問題」²³として重要視されるようになった。その解決策として、「環境政策」、「農牧業税の免除」、「補助金支援」等の方策が実施されてきた。同様の視点から、内モンゴルの牧畜業・牧畜地域の問題は「三牧問題」²⁴として捉えられている。中国では、2000年頃から農業産業化経営が推進され、「三農問題」を改善する有効な手段として位置づけられている。内モンゴルでは、2002年から牧畜業産業化が重視され、『国民経済と社会発展第11次五ヵ年計画（2006-2011）』²⁵では、牧畜業産業化が牧畜業政策の主軸に据えられた。牧畜業産業化とは、耕畜連携、生産・加工・流通・販売の畜産物サプライ・チェーンの拡充、牧畜経営の集約化・効率化などを推進し、それによって「高生産、高品質、高効果」を目標とした牧畜業への構造調整を促し、生態系を守りつつ、牧畜地域の発展を実現するものである。牧畜業産業化は牧畜経営の収益性を向上させ、牧民収入の増加を導き、「三牧問題」の解決に貢献する施策とされている。

内モンゴルの牧畜業の発展や地域活性化に関して牧畜業産業化の効果とその普及の必要性を指摘する研究は数多く存在するものの、牧畜業産業化に関する研究はまだ萌芽的な段階にあると言える。張瑞珍（2005）は、牧畜業産業化の「企業＋仲介組織＋牧家」という方式に注目し、龍頭企業（大手食品企業）の地域への進出を事例分析し、牧家の経営改善、規模拡大、所得増加が実現されていることを明らかにした²⁶。朝克図ほか（2006）は、「企業＋牧家」方式の象徴とも言うべき龍頭企業の事業展開に伴う地域経済の変容を事例分析し、酪農業の規模拡大と生産性向上に代表される産業化の効果と、村内分業合理化の不徹底さおよび地域経済の不安定化などの問題点を指摘した²⁷。阿拉坦沙ほか（2011）は、「養羊小区」の事例を通して「政府＋牧家」方式の産業化の実態を分析し、初期投資・牧家連

23 「三農」問題とは、改革開放以降、第1次産業である農業分野で発現した重要な社会問題である。具体的には農民・農村・農業に関する問題である。最初、中国の経済管理学者の温鉄軍がこの問題に注目し、1996年に「三農」問題として正式に提出した。2003年に中国共産党が「三農」問題の解決に向けた対策を打ち出し、政府が早急に解決すべき問題として位置づけた。

24 「三牧」問題とは、内モンゴルにおける牧民・牧畜業・牧区に関する問題である。

25 「国民経済と社会発展の5ヵ年計画」とは、社会発展と国民生活向上のために5年間を1つの区切りとし、その期間に実行する政策と目標を定めた計画である（1953年～）。

26 張瑞珍「中国龍頭企業の産業化戦略と農村経済の活性化—内モンゴル自治区赤峰市を事例として」、恩和・額爾敦布和・双喜・中川光弘編『中国北方環境保全型農牧業及び循環経済』、内蒙古大学出版社、2005、pp. 159-171。

27 朝克図・草野栄一・中川光弘「中国内蒙古自治区における龍頭企業の展開にともなう農村経済の変容—フフホト市における乳製品メーカーと酪農家の対応を事例として—」、『開発学研究』、16(3)、2006、pp. 55-62。

携・政府支援などの産業化推進のための必要条件を提示した²⁸。

以上、先行研究で明らかにされたように、内モンゴルの牧畜業産業化は「企業+仲介組織+牧家」、「企業+牧家」と「政府+牧家」の3方式によって実施されている。企業関与の産業化は交通利便性など条件が良好な一部の地域で展開されている。一方、政府が直接的に関与する産業化は飼料地開発可能な地域でのモデル建設（「養殖小区」など）事業に限定されている。政府主体の産業化も現段階では事業の成功を優先していることもあり、比較的条件が良好な牧畜地域において実施されている。牧畜業産業化が内モンゴルの牧畜業の持続的発展に寄与するという共通認識はあるものの、多くの地域では牧畜業産業化が普及されてないのが実情である。また、産業化の効果は地域依存的であるため、有効かつ明確な実行手段が未だ定まっていない状況にある。

（5）牧畜地域の変容

1983年の「家畜請負制度」以降、牧家が家畜を請負し個別経営を行うことになったが、土地使用に関しては地域内での共同利用が基本となっていた。しかし、その後の「土地請負制度」、「生態移民」、環境政策、牧畜業産業化などの政策転換が、土地利用、牧畜経営様式、自然との関わり方などに大きな変化をもたらした。この変化の概要とその契機を要約したのが図1である。

1990年代以降に実施された諸政策は生態環境の保全、牧畜経営の改善と牧民生活の向上を目的したが、当初、期待された政策効果は必ずしも発現していない。まず、「土地請負制度」の実施に伴い、草原全体が鉄条網で分断されたため、家畜は狭い地域に押し込められ、放牧地の衰退に拍車を掛けることになった。

他方、土地請負は所有権の転換を伴わなかったため、実施後の牧民の土地管理意識は薄かった。加えて、生態環境悪化に伴う禁牧・休牧の実施以降、自分の土地の利用を主体的に決めることができなくなり、政府の指示に従うことで「明日は土地がどうなるか分からない」といった長期的な視野からの土地管理のインセンティブが一層弱まった。実際、土地の使用権は形の上であるに過ぎないと見る者も多い。しかし、一部の地域では、土地使用権の分配後も、依然として近隣縁者・村落間で「共同利用」が維持されている。当然、不明瞭な使用権を基にした共同利用は「コモنزの悲劇」を少なからず招いている。土地請負によって定住化が進行し、それとともに内モンゴル全体で遊牧が廃止されたため、季節的な移動地域も非常に少なくなり、長い年月をかけて展開されてきた遊牧文化も大きく衰退している。この傾向はその後の環境政策の実施によってさらに強まった。

環境政策の下、草原・放牧地利用が厳しく制限され、放牧を基礎としていた牧畜経営が

28 阿拉坦沙・千年篤・淵野雄二郎「中国内モンゴル自治区の牧畜業産業化の発展方向と問題点―「養羊小区」を事例として―」、養賢堂『畜産の研究』、65(9)、2011. pp. 917-923。

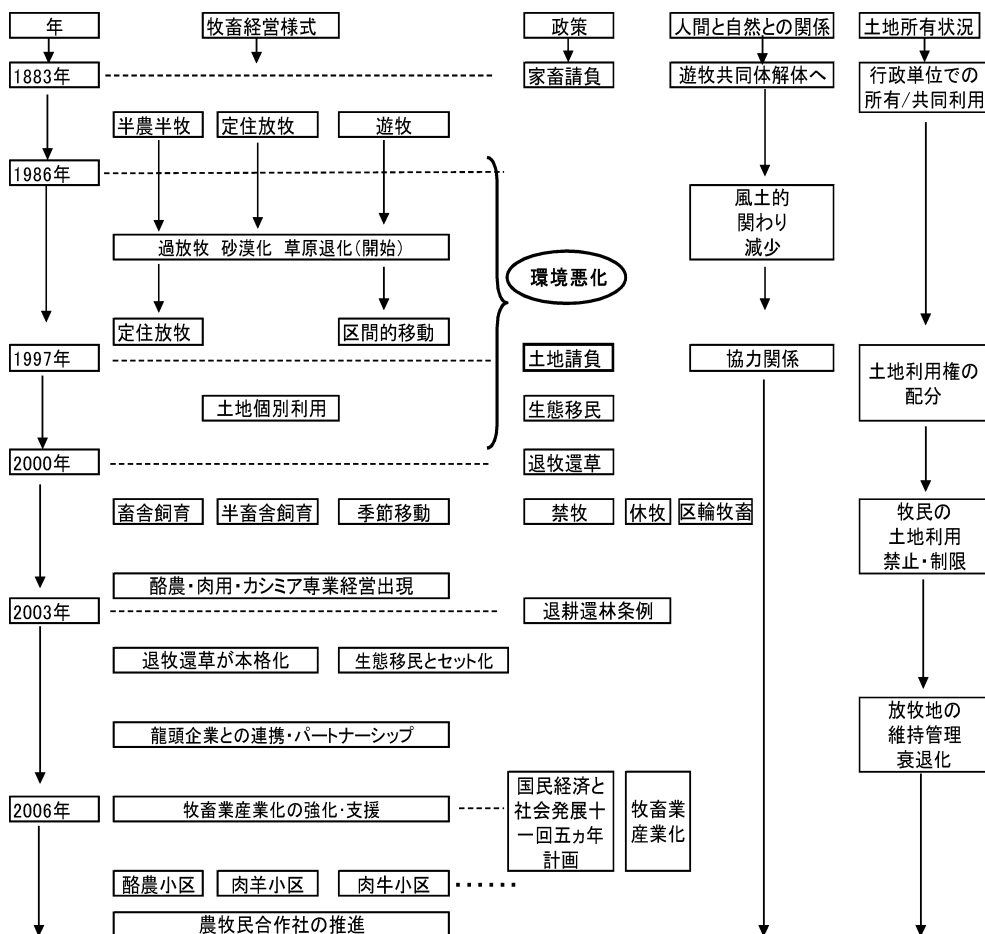


図1 1990年以後の内モンゴルの牧畜地域の容容

注：阿拉坦沙「内モンゴル自治区の伝統的牧畜様式の再検討－遊牧風土を手がかりに－」環境思想・教育研究会『環境思想・教育研究』4, 2010, P. 116 を土台にまとめた。

「半畜舎飼育」・「畜舎飼育」経営様式へ大きく移行し、それに伴い、牧畜経営費の増大や牧民生活の変化が生じている。また、時代変化に適応できる牧家とそうでない牧家の間の経済的格差が拡大し、後者は借金に困窮し、牧畜経営が破綻寸前に追い込まれている。

「生態移民」の政策効果の評価も大きく分かれるところである。「生態移民」は移住元地域の生態環境の改善には効果があるものの、移住先の生態環境保全、移住先での牧民の生活を必ずしも保証するものではない。確かに、個別の事例では効果的な環境問題の解決方法として評価されているが、総じて移動先の環境悪化、牧畜業の衰退、牧民生活の困難化、民族文化の喪失など数多くの問題を抱えているのである。

牧畜業の産業化は、草原環境を保全しつつ、牧畜業の発展を通して生産者である牧民の所得改善に資する施策である。土地請負、環境政策、生態移民の諸施策と異なる点は、そ

の実施によって、生態環境の改善に限らず、牧畜経営と牧民生活に横たわる問題を同時に改善することを目的にしている点にある。むしろ、先行研究の事例報告から判断する限り、実際の推進において後者の改善が重視されていると言ってよい。ただし、牧畜経営の改善は関連企業との連携・協力の強化が前提とされているため、産業化が実施される地域は企業が進出し易い地域となる。つまり、企業の進出や政府支援の養殖小区建設などにより、広域にわたって牧畜経営の産業化を普及させたいという政策的な意図はあるものの、実際には、企業の進出や政府の支援は草原資源状況や交通利便性の良好な一部の地域にとどまり、牧畜地域全体に行き渡った政策になっていないのである。

以上、内モンゴルの牧畜地域では、家畜請負の実施以降、様々な政策が実施されてきた。そうしたなか、牧民、牧畜業、牧畜地域は政策に翻弄され続けてきたのである。今日、多くの牧畜地域では生態環境の保全・牧畜経営の改善・牧民生活の向上のために、政府からの支援や企業との連携を通じて、草地資源と家畜頭数のバランスの調整、家畜群の構造調整、子畜の出荷、基礎建設の整備などの牧畜業経営の産業化に取り組み始めている。しかし、そうした牧家は条件の良好な特定地域に限定され、さらに、そこでの牧家の取り組みは独自に企業と契約販売を結ぶなど個別的対応に留まる傾向にある。つまり、企業主体または政府支援の産業化は、牧畜地域全域に対応する問題解決手段にはなり得ていないと同時に、そうした形態の産業化で図られる牧家間の連携は企業や政府を中核に形成されているに過ぎず、牧民が主体的に組織化したものではない。

しかし最近年、資源・立地条件が必ずしも良好とはいえず、企業や政府が参入していない地域において、牧民が独自に組織化して市場販売の拡大を通して所得改善を図っている動きがみられる。その1つの形態が、牧民の自助組織である「連戸牧場」である。「連戸牧場」は、企業や政府の参入が期待できない地域において草原環境の悪化や牧畜業所得低迷を打開する策として、牧家が自発的に牧家間の連携を構築・強化した牧場形態である。換言すれば、牧畜地域自ら内発的に問題解決手段として構築した牧場経営ともいえる。

3. 「連戸牧場」の事例分析

(1) 「連戸牧場」誕生の背景と事例地域

近年、牧畜経営は従来の放牧から畜舎飼育へ転換され、それに伴い飼料・飼草調達不足や畜舎設備の不備という問題が発現した。条件が良好な牧畜地域は企業や政府が主導的役割を果たす産業化の進展により、こうした問題の改善を図ったものの、企業や政府が参入しない地域では、牧民独自で解決策を講ずる必要があった。しかし、個々の牧民が個別に対応するには限界があり、牧民たちは個別経営を超えた経済的協力関係を模索するようになった。

この動きを後押ししたのが、中央政府による新政策である。農民の協力・連携の強化

が国策として取り上げられ、2007年7月に『農民專業合作社法』が制定されたのである。中央政府は企業を中核とする農業の産業化の推進を後押ししながら、同時に農民間の協力・連携を促し、併せて「三農問題」の改善を図るようになったと捉えられる。

こうした背景の中、内モンゴル赤峰市アルホルチン旗 Shogen ソムにおいて牧民の自由連携により、新しい生産連合体—「連戸牧場」が構築された。「連戸牧場」は牧畜地域にとどまらず、社会的にも大きな反響を呼ぶことになり、赤峰市人民放送局、内モンゴル人民テレビ局、内モンゴル日報、中国農民日報、中央テレビ局などのマスメディアを通して新型牧民經濟合作組織の成功例として報道・宣伝されている。

「連戸牧場」の実態と牧民の意識を把握するため、現地調査を2009年7月15～24日に実施した。

(2) 「連戸牧場」地域の概要

赤峰市アルホルチン旗 Shogen ソムでは、1983年に家畜請負制度が導入され、遊牧が廃止され放牧が定着した。しかし、その直後に地域内に油田が発見・開発されたことにより、放牧地は分担・縮小され、牧畜業発展に制約条件が形成された。

1990年代に入り、家畜頭数の増加や油田開発の拡大に伴い、砂漠化が進み、牧畜業の後退が余儀なくされた。1997年の土地請負制度によって牧家は3～7ヶ所の放牧地を請負うこととなった。これは、油田開発の制約下で地域の地形・地質条件に基づいた公平な分配の結果である。

こうした状況のなか、一部の牧家は牧畜経営を放棄し請負った放牧地を貸出し、他方、一部の牧家は共同で放牧を継続した。不明確な使用権による共同利用は、条件が良好な地域に家畜を集中させることになり、それによって放牧地が急激に衰退し始めた。そのため、牧民間のトラブルが絶えず、牧畜業におけるより良い連携・協力の構築が要請されるようになった。その一方で、各牧民は牧畜経営の基礎建設が未整備である問題も抱えており、厳しい経営状況に陥っていた。こうした問題の打開策として、牧家の連携が構築された。牧家の連携による生産共同化は、零細分散放牧地、過放牧、粗放的な経営方式、低生産性などの問題の改善に寄与するものと期待され、1999年頃から牧家間の連携が始まり、2000年に「連戸牧場」が誕生した。

2004年にソム政府から『有限責任連戸牧場規定』が発表され、それが現在の牧家連携の基礎になっている。『規定』の重要な点は、連戸牧場では連携牧戸の全員によって合作規定が作成され、投入・生産・分配が決定される。放牧地・家畜・資金・労働力という生産要素を基本に連携し、連戸牧場を作り、「株式」方式に基づく利益分配を原則とする（ルール上の公平性を図ったものであり、詳細な内容については割愛する）。

2009年7月時点で、Shogen ソムには76の連戸牧場が存在している。そのうち30連戸牧場は肉牛專業牧場、36連戸牧場は肉羊專業牧場、10連戸牧場は総合的な牧場を指

向している。連戸牧家総数は314戸であり、1連戸牧場は3～12戸で構成されている。連戸牧場全体では、人口1,470人、労働力840人、牛2,868頭、羊166,123頭となっている。しかし、うち65戸は家畜を保有していない。全連戸牧場の総面積は16.6万畝（1畝＝1/15ha）、飼料地面積は6,850畝である。

（3）「連戸牧場」の現状

「連戸牧場」の運営実態の把握を目的に、8連戸牧場を対象に調査を実施した。

1）連戸牧場の基本状況

調査連戸牧場の基本状況は表1に要約される。

各牧場は3～7戸牧家から構成され、調査連戸牧場の総人口は143人、労働力は89人、家畜総頭数は11,048羊単位である。8牧場の中で、5牧場は山羊を保有せず、牛と羊に特化している。山羊を保有する連戸牧場においても、ほかの家畜とは異なり山羊頭数が少ない。調査牧場全体の1人当たり平均保有家畜頭数は77.3頭羊単位であるが、牧場間で大きく異なっている（変動係数は0.63）。平均家畜保有数（77.3頭）は、同類調査（アラ坦沙ほか2009・2011）²⁹の伝統的牧畜経営地域（111.2頭羊単位）の平均規模より少ないものの、「養羊小区」（25.9頭羊単位）より多くなっている。

各連戸牧場は安定的な牧場経営を行っており、牧場単位で労働力を調整することで労働力の利用効率性や合理性を高めている。実際、連戸牧家から1人ずつ労働力を供出し、連

表1 調査対象連戸牧場の基本状況

単位：人、頭									
牧場名	成立年	連戸数	人口	労働力	牛	羊	山羊	家畜総数 (羊単位)	一人当たり 家畜数
ボルゴ・トヤ	2000	4	15	10	30	290	0	440	29
バインボリゴ	2003	3	10	5	23	329	0	444	44
ソヤラフ	2002	3	9	4	122	525	0	1135	126
ソリラトガ	2001	6	20	14	132	515	0	1175	59
エルドンチョクト	2004	5	19	13	140	322	178	1200	63
シオンジンロン	2004	5	21	14	185	357	0	1282	61
ヘシゲ	2003	7	25	16	258	1222	345	2857	114
ルリブ	2004	6	24	13	272	865	290	2515	105
合計		39	143	89	1162	4425	813	11048	
平均		4.9	17.9	11.1	145.3	553.1	101.6	1381.0	77.3
標準偏差		1.46	6.01	4.42	92.06	329.12	147.45	876.15	35.24
変動係数		0.30	0.34	0.40	0.63	0.60	1.45	0.63	0.46

注1：2009年の調査により作成。

注2：平均は牧場あたりの平均値である。

29 アラ坦沙「退耕還林条例」下の牧畜経営の現状と課題—内モンゴル自治区牧畜地域を事例分析—, 日本農業経営学会『農業経営研究』, 47(1), 2009, pp. 134-139. アラ坦沙・千年篤・淵野雄二郎「中国内モンゴル自治区の牧畜産業業化の発展方向と問題点—「養羊小区」を事例として—, 養賢堂『畜産の研究』, 65(9), 2011, pp. 917-923.

戸牧場の生産活動に従事している。賃金の対価として拘束力のある労働力供出の責任が要求される一方、連戸牧場の作業に携わらない家族労働力はその他の仕事に専念することが認められている。

2) 連戸牧場の土地利用

調査連戸牧場の土地利用状況は表2のとおりである。

調査対象全8連戸牧場の総土地面積は37,633畝、1人当たりの面積は平均263.2畝である。この規模は前同類調査の伝統的牧畜地域(500.5畝)よりは小さく、「養羊小区」(224.3畝)より若干大きい。しかし、牧場間で総土地面積は大きく異なる(変動係数は0.61)。1人当たり平均規模は最小の牧場で115畝、最大の牧場では551畝であり、両者間には約4倍の開きがある。

連戸牧場では、保有土地が飼料地、放牧地、草刈地という利用形態別に区切られ、放牧地においては輪牧地および放牧時期が定められている。なお、飼料地とはトウモロコシなどの飼料を生産する土地を指し、青飼料地とはサイレージの青刈り飼料を生産する土地を指している。個別経営では土地面積が比較的小さいため、複数の生産区域に区分することが難しいが、連携による利用可能土地面積の拡大により、土地利用の効率性および合理性の向上を実現できた。また、牧畜経営は、牧場単位で協議され、計画的に行われているため、個別経営に比して効率的である。

表2 調査牧場の土地利用状況

単位：ムー

牧場名	草刈型 草原	飼料地	青飼料地	連合放牧 地	土地合計	一人当 たりの土地	牧場の利用形態
ボルゴ・トヤ	1000	200	260	6800	8260	551	輪牧区・草刈区・飼料生産区
バインポリゴ	302	120	420	1690	2532	253	放牧区・草刈区・青飼料生産区
ソヤラフ	10	0	126	3100	3236	360	放牧区・草刈区・青飼料生産区
ソリラトガ	680	250	200	1320	2450	123	輪牧区・草刈区・飼料地・青飼料地
エルドンチョクト	280	85	170	1650	2185	115	輪牧区・草刈区・飼料地・青飼料地
ションジンロン	360	150	180	2100	2790	133	放牧区・草刈区・飼料地・青飼料地
ヘシゲ	1200	330	450	5400	7380	295	輪牧区・草刈区・飼料地・青飼料地
ルリブ	700	300	600	7200	8800	367	放牧区・草刈区・飼料地・青飼料地
合計	4532	1435	2406	29260	37633		
平均	566.5	179.4	300.8	3657.5	4704.1	263.2	
標準偏差	400.77	112.20	169.06	2436.70	2891.99	151.95	
変動係数	0.71	0.63	0.56	0.67	0.61	0.58	

注1：2009年の調査により作成。

注2：平均は牧場あたりの平均値である（1人当たりの土地は別）。

3) 連戸牧場の牧畜経営および家畜の肥育

調査連戸牧場の牧畜経営形態と出荷家畜の肥育状況を表3に示す。調査8牧場において

表3 牧畜経営形態と出荷家畜の肥育状況

単位：月

牧場の名前	放牧	畜舎飼育	半畜舎飼育	子羊の肥育	羊の肥育	子牛の肥育	牛の肥育
ボルゴ・トヤ	4	4	4	1	1	1	0
バインポリゴ	3	6	3	2	2	2	2
ソヤラフ	3	6	3	2	2	2	0
ソリラトガ	3	7	2	1	1	2	2
エルドンチョクト	3	6	3	1	1	2	2
シオンジンロン	3	6	3	1	1	1	0
ヘシゲ	4	6	2	2	2	2	3
ルリブ	3	6	3	2	2	2	3
平均	3.3	5.9	2.9	1.5	1.5	1.8	1.5

注1：2009年の調査により作成。

注2：平均は牧場あたりの平均値である。

遊牧および移動的放牧は廃止されており、「放牧＋畜舎飼育＋半畜舎飼育」方式によって牧畜経営が行われている。放牧期間は年間平均3.3ヶ月であり、前同類調査の伝統的牧畜経営地域（放牧：3.1ヶ月、遊牧移動：2.9ヶ月）の半分に過ぎない。畜舎飼育期間が最も長く、1牧場の4ヶ月を除けばその他の牧場では年間6～7ヶ月の畜舎飼育となっている。調査牧場全体の平均畜舎飼育期間は5.9ヶ月であり、伝統的牧畜経営地域（平均3.3ヶ月）の約2倍である。また、平均半畜舎飼育期間は2.9ヶ月で、これは前同類調査の伝統的牧畜経営地域（2.8ヶ月間）とほぼ同様である。以上のように、調査牧場では完全放牧期間が短く、他方、飼料及び飼草に頼る畜舎飼育期間と半畜舎飼育期間が長いいため、飼料飼草の調達に牧畜経営において重要なカギになっている。

調査牧場は出荷用の家畜を肥育している。調査牧場全体の子羊・成羊の平均肥育期間はともに1.5ヶ月である。子羊・成羊の肥育状況は牧場内ではほぼ同じであるが、牧場間では多少の差（1ヶ月間）がある。出荷用の子牛肥育はその他畜種に比してより集約的（平均肥育期間は1.8ヶ月）に行われている。調査牧場全体の子牛の平均肥育期間は1.8ヶ月である。成牛の出荷前の肥育期間は牧場によって異なり、牧場全体の平均肥育期間は1.5ヶ月である。調査牧場では、販売仕向けの家畜の肥育が高く評価されており、条件を整えば、出荷前の肥育が利益増加につながると認識されている。

4) 連戸牧場の経営収支状況

調査連戸牧場の経営収支状況は表4のとおりである。

調査牧場全体の年間1人当たり平均収入は6,930元である。この水準は、前同類調査の伝統的牧畜経営地域（平均収入は2,865元）と「養羊小区」（平均収入5,876元）の水準を上回る。しかし、牧場間には顕著な収入格差（最小4,225元、最大8,465元、2牧場が4,000～4,999元、2牧場が6,000～6,999元、1牧場が7,000～7,999元、3牧場8,000～8,999元）が存在する。

表4 調査連戸牧場の財政状況

単位：元

牧場名	投入金額	産出金額	収益率 (配当率)	年間牧場の収入	一人当たりの収入
ボルゴ・トヤ	58480	67252	15%	63375	4225
バインボリゴ	67182	78560	17%	84650	8465
ソヤラフ	88456	127350	50%	56763	6307
ソリラトガ	69826	95500	37%	93340	4667
エルドンチョク	81825	145400	77%	151829	7991
ションジンロン	86477	161000	86%	139482	6642
ヘシゲ	220863	390500	77%	206500	8260
ルリブ	236663	367100	55%	195120	8130
合計	909772	1432662		991059	*0.244
平均	113722	179083	57%	123882	6930

注1：2009年の調査により作成。

注2：平均は牧場あたりの平均値である（1人当たりの収入は全体の値）。

注3：投入金額は牧畜経営に関する投入費用であり、産出金額は収入である。

注4：*は一人当たり収入の変動係数

各牧場では、投入金額と産出された収入に基づき、収益（配当）が配分されている。牧場全体の平均収益率は57%であるが、各牧場間に格差（15～86%）が存在している。しかし、15～86%の配当は非常によい結果であると評価される。

5) 連戸牧場内部の状況

調査連戸牧場全体の平均で見ると、家畜頭数規模は大きく、収入と収益性は共に高い水準にあるが、注意すべきは、牧場内の牧家間に家畜頭数や収入などにおいて大きな格差が存在していることである。以下、2連戸牧場（ヘシゲ、ルリブ）を対象にして牧家間の状況を具体的に論述する。

まず、ヘシゲ牧場の各牧家の状況は表5に要約される。

ヘシゲ牧場では7戸の牧家が連携しており、人口は25人、労働力は16人である。牧場全体では2008年度の1人当たり平均収入は8,260元である。しかし、各牧家間には顕著な経済的格差が存在している。5戸（牧家番号1～5）の年間1人あたり平均収入は牧場全体の平均値を下回っており、内3戸の収入は平均の半分程度に過ぎない。2戸の牧家（牧家番号6・7）のみが牧場全体の一人当たり平均収入を上回っている。特に最上位（牧家番号7）の牧家は下位3戸の約3倍の収入を得ている。

牧家の総収入に注目すると、その変動係数は0.70であり、世帯員数や労働力の変動係数（各々0.22、0.21）に比較して相対的に大きな格差があることが看取される。総収入は労働力収入と株式配当収入（資本収入）から構成される。平均労働力収入は6,786元/年であり、最上位牧家は7,500元/年、最下位牧家は6,250元/年である（変動係数は0.08）。牧家間の労働力収入格差が極めて小さいのは、連戸牧場では牧場労働に対して1牧家から

表5 ヘシゲ牧場の各農家の状況

単位：人、%、元

牧家番号	人口	労働力	株の割合	株の配当	労働力収入	総収入	一人当たり収入
1	3	2	5	7950	7000	14950	4983
2	3	2	5	7950	6250	14200	4733
3	3	2	5	7950	6500	14450	4817
4	3	2	10	15900	6500	22400	7467
5	4	2	15	23850	6250	30100	7525
6	4	3	20	31800	7500	39300	9825
7	5	3	40	63600	7500	71100	14220
合計	25	16	100	159000	47500	206500	
平均	3.6	2.3	14.3	22714	6786	29500	8260
標準偏差	0.79	0.49	12.72	20231	548	20614	3454
変動係数	0.22	0.21	0.89	0.89	0.08	0.70	0.42

注1：2009年の調査により作成。

注2：データは2008年度の状況である。

基本的に1人の労働力を供出することになっているからである。いずれにせよ、牧家間の総収入格差は労働力格差によるものではない。顕著な総収入格差の要因は、牧家間の株式配当収入の格差（変動係数は0.89）である。言うまでもなく、株式の配当収入は保有株数に比例する。牧家間の保有株数の格差は、牧場として連携する以前の牧家間の資産（家畜数、利用土地面積）格差に由来している。つまり、連戸牧場の牧家収入水準は、個別経営時代の資産に規定されているのである。ただし注意すべきは、連戸経営に参加することで、牧家は供出労働力に見合う安定的収入が確保できたため、牧家収入は個別経営時代に比較して増加した点である。また、労働力投入量が削減され、牧畜経営の効率性が向上し、合理化が進んだことも連戸牧場の経済的な利点である。

牧場管理で特徴的な点は、1年の半分にわたり畜舎飼育をしているが、土地を放牧地・草刈地・飼料地・青飼料地に区分することで土地利用の効率性の向上を図り、併せて良質牧草地と飼料地を開発したことである。個別経営では放牧地が400～1,200畝程度に過ぎず、輪牧が不可能であったが、連戸により放牧地が拡大したため、複数に区分し輪牧ができるようになった。180日間の放牧と半放牧期間を4区分することによって草の密度が15～20%増加し、それに伴い牧草の生産量も25%増大し、結果として、家畜飼育頭数を増加できたのである。本牧場の土地面積7,380畝と草原負荷調整基準（1頭羊＝11畝）の条件下では、理論的には本牧場では671頭羊単位の家畜しか飼育できないが、実際には草刈地・飼料地・青飼料地・放牧地の区分化と放牧地の輪牧により、標準頭数を2,000頭羊単位も上回る2,857羊単位の家畜を飼育しているのである。

こうした土地の計画的共同利用に代表されるように、連戸牧場経営が地域（牧場地区内）牧畜生産性の向上に大きく貢献したことに疑いの余地はない。とはいえ、全連携牧家に平等的な労働力供出方式の導入により、各牧家の経済状況は改善したものの、牧畜生産性向上の果実が連携牧家に公平に分配されたわけではない点には注意を払う必要がある。今後

引き続き、牧場の牧畜生産性が向上した場合、それに伴って十分な労賃上昇が保障されなければ（労働・資本（株式配当）の分配率が変更されなければ）、牧家間の経済格差がさらに拡大することは避けられない状況にある。

次に、ルリブ牧場の各牧家の状況（表6）について述べる。

ルリブ牧場は6戸の牧家から連携され、人口が24人、労働力13人である。土地面積は8,800畝であり、飼養家畜は2,515頭羊単位である。

収入に注目すると、ルリブ牧場でもヘシゲ牧場と同じ傾向が見られる。牧家収入には格差が存在する（変動係数0.56）。総収入格差の主因も株式配当収入の格差であり、本牧場においても牧家間の経済格差と今後の貧富格差の拡大が懸念される。本牧場では、2008年の1人当たりの平均収入は8,130元であるが、3戸牧家の1人当たりの収入は平均を下回り、3戸牧家は平均値を上回る。そのうち、収入が高い2戸牧家の1人当たりの収入は、収入が低い3戸牧家の1人当たり平均収入の倍であり、大きな格差が存在している。また、労働力収入は平均7,603元/年であり、最大8,340元/年、最小6,840元/年であり、牧場から得られる労働力収入に各牧家間に格差はない（変動係数0.08）。

牧場管理については、ヘシゲ牧場と同様に土地を区分して効率的に利用し、飼料地開発と購入飼料の組み合わせによって土地の負荷を補填している。こうした土地利用により、草原負荷調整基準（1頭羊＝11畝）に基づく標準飼育家畜単位は800頭羊単位に過ぎないが、実際には3倍超の2,515羊単位の家畜が飼育されている。

本牧場では、6ヶ月間の畜舎飼育、3ヶ月間の半畜舎飼育、3ヶ月間の放牧という飼育方式が採用されている。畜舎期間が政府の規程水準を大幅に超過しているため、経営費の負担が大きくなっている。草原負荷調整基準に従って家畜を飼育した場合、年間飼育費用は牛685元、羊は112元と計測される。しかし、畜舎飼育によって草原負荷調整基準を超える頭数の家畜を飼養した場合、超過頭数分には禁牧補助金が割り当てられないため、実

表6 ルリブ牧場の各農家の状況

単位：人、%、元							
牧家番号	人口	労働力	株の割合	株の配当	労働力収入	総収入	一人当たり収入
1	3	2	6	8970	7220	16190	5397
2	3	2	6	8970	7360	16330	5443
3	4	2	8	11960	6840	18800	4700
4	4	2	18	26910	8280	35190	8798
5	5	3	30	44850	7580	52430	10486
6	5	2	32	47840	8340	56180	11236
合計	24	13	100	149500	45620	195120	
平均	4.0	2.2	16.7	24917	7603	32520	8130
標準偏差	0.89	0.41	11.98	17907	598	18332	2859
変動係数	0.22	0.19	0.72	0.72	0.08	0.56	0.35

注1：2009年の調査により作成。

注2：データは2008年度の状況である。

際の飼育費用は上記の水準（牛 685 元、羊は 112 元）を上回ってしまう。さらに注意すべきは、「連戸牧場」地域は伝統的牧畜経営地域に属し、交通面で不利な条件（飼料購入先が遠隔にある等）にあるため、輸送費が嵩み経営費が増大してしまう傾向にある。しかし、見方を逆転させれば、このような厳しい状況にあるからこそ、その打開策として連戸という新しい牧畜経営形態を組織するという発想が生まれ、飼料地開発、放牧地の合理的利用、畜産物の市場化等の経営戦略が断行されるに至ったと捉えることもできる。

6) まとめおよびその他牧畜地域への実現可能性

本節の要点およびそれを踏まえた主な問題点は、以下のとおりである。

第1に、「連戸牧場」は牧畜経営の合理化を図るための連携である。当初は零細分散放牧地問題を解決するために形成され、親族・近所などの放牧地が隣接する牧家の合意が重要な連携条件であったが、株式的な連携規定の導入以降、牧家の経済状況（家畜頭数や放牧地面積等の保有資産等）も重要な連携条件になっている。実際、牧家間の経済状況の差異により連携の安定性が弱く、連携してもすぐ連携が解除されるケースもある。こうしたなか、総じて頭数規模や放牧地面積の小さい牧家が連携から取り残される傾向にある。「連戸牧場」は規定上、あくまで各牧家の平等的連携を基礎にしているが、実際に「連戸牧場」の中心的な役割を担っているのは、連携以前に既に家畜や土地などの資産面で優位にあった牧家、いわば経済力の強い牧家である。

第2に、「連戸牧場」は、牧畜経営と生産状況においてその他の地域より良好な結果を実現している。1人当たりの収入は「伝統的牧畜経営地域」の倍の水準にあり、産業化モデル地域である「養羊小区」の水準をも上回っている。しかし、留意すべきは、収益の大半が保有株式の多い（連携以前、家畜等の保有資産が大きかった）牧家に配当という形で還元されているため、連携牧家間に大きな収入格差が生じている点である。今後、連戸牧家間の経済的格差が拡大する危険性もある。

第3に、「連戸牧場」では規模の経済性を生かした合理的な経済システムの構築が図られているが、「連戸牧場」間には格差が存在している。総じて肉牛・肉羊の専業経営および「肥育出荷」に重点をおき、牧畜産業化を強化することで全体の収益を増大させている傾向にあるが、土地条件等の差もあり具体的な対応とその成果において「連戸牧場」間で差異がみられる。

第4に、「連戸牧場」は本来的に株式会社的な性質を持っているため、営利獲得を目的として家畜規模拡大を追求した場合、自然環境への負荷が増大する可能性がある。希少になりつつある放牧地のさらなる縮小に繋がるおそれがある。また、過度な営利の追求は、連携牧家間の経済的な格差を拡大させ、実質的に「連戸牧場」が「地主牧場」になってしまう危険性も孕んでいる。

第5に、「連戸牧場」は、「伝統的牧畜業」が「現代的牧畜業」へ移行する過程における

段階的形態であると捉えることができる。「連戸牧場」では合理的な資源利用が図られ、規模拡大・専業化・標準化を指向する産業化経営方式が実現されつつある。この点において、「連戸牧場」の経験は他の伝統的牧畜地域における牧畜業発展に有用な示唆を与えることができよう。

最後に、調査対象の8「連戸牧場」はいずれも成功事例に分類されるが、「連戸牧場」すべてが成功しているとは限らない。「連戸牧場」の設立・発展には、畜産物市場等の経営外部環境および基礎的施設の整備や飼料供給等の経営内部において克服しなければならない課題が例外なく存在している。

以上の点を基に、「連戸牧場」方式の普及がその他の牧畜地域において実現可能であるか、その成立条件について若干の考察を試みる。

第1に、伝統的牧畜経営地域の牧民の「連戸」に対する意識の転換が必要である。従来遊牧では、長年、「ホトアイル」などの近所や親戚の「共同体」により共同的生活が営まれてきた。ホトアイルとは、遊牧の生産および生活を共に行う数世帯からなる集団であり、中心的役割を担っていたのは経験豊富な長者である。換言すれば、ホトアイルは遊牧における「共同体」であり、生産協同組織であると同時に、当時の牧民生活のすべてであった。しかし、近代以降の諸々の政策により、遊牧風土を基礎にした慣習や共同的な関わり合いは喪失してしまい、それに伴いホトアイルという結合力も弱体化した。放牧地が近接する牧家の存在が当初の「連戸」設立条件の1つであったことが示すとおり、従来のホトアイルに遡る近隣牧家間の結びつきが「連戸」牧場の設立に多少なりにも寄与したのは間違いないが、「連戸」はホトアイルの復活ではない。「連戸牧場」は経済的な連携組織に過ぎず、生活面での共同化を意味するものではない。「連戸牧場」はホトアイルとは異なり、生活活動と分離した生産活動のみの共同化を目的とした人工的な組織であり、各牧家が連携に参加するか否かは原則的に個別牧家の決断に委ねられる。つまり、連携には複数の牧家が牧畜経営の一部の共同化を受け入れることが前提になる。したがって、「連戸牧場」の普及には、牧家が的確な決断を下せるよう、連戸経営の経済的および環境的利点を牧民に正しく認知させることが必要になる。この点で先事例の適切な伝達が重要となる。さらに、「連戸」の参加に先駆け、伝統的地域の牧家には合理性に基づく経営意識への転換も求められる。

第2に、合理的かつ平等な連携条件を網羅する適正な規定の立案が必要である。「連戸牧場」は各牧家の収入を保障すると同時に、生態環境・牧畜経営・牧民生活を発展させることが求められる。本節で取り上げた「連戸牧場」はいずれも比較的単純な規定により運営されているが、多方面からみた詳細な規定を作成し、牧家間の経済的格差が拡大しないように配慮すべきである。

第3に、牧家間の合作的な連携には資金調達問題が重要である。「連戸牧場」の多くが基礎的施設の建設や優良種の導入等に要する資金が不足しているため、政策的な支援およ

び銀行融資などが必要となる。

第4に、各地域の特徴に合致した牧家間連携の構築が必要である。優良種の選択、土地利用の配分方式、畜産物市場の確保などの多側面において地域性に即した適正な対応策が計画・実施されてこそ、生態環境・牧畜経営・牧民生活の持続的発展が保障される。

4. おわりに

本稿では、1990年代以後、内モンゴルに実施された政策と関連先行研究のレビューを通して牧畜地域および牧畜業の変容を概観し、それを踏まえ、今後の牧畜業の持続的発展方向に示唆を与える素材の1つとして「連戸牧場」を取り上げ、現地調査に基づく事例分析を試みた。

内モンゴルでは、政府による政策転換が牧畜地域の生態環境・牧畜経営・牧民生活に多大な影響を及ぼしてきた。こうしたなか、とりわけ以下の点から内モンゴルの牧畜業の持続的発展の方途が問われている。第1に、環境政策の断行により生態環境は改善されつつあるが、それが牧畜経営および牧民生活の改善に結びついておらず、その一方で、新たな環境問題が生ずる危険性がある。第2に、牧畜経営は畜舎飼育に転換し、それに伴い飼育費が増大し牧畜経営が圧迫されている。特に牧畜経営を取り巻く環境変化に対応できない牧家は、経営の困窮化が強いられている。第3に、牧民生活面では、牧家間に顕著な経済的格差が存在し、一部の牧民が裕福な生活をしている一方で、多数の牧民は借金に困窮し厳しい生活を余儀なくされている。第4に、政策と現場の間に大きな乖離が存在し、牧畜の現状が政策に反映されていない上、政策が全体に行き渡っていない。第5に、牧畜業産業化は牧畜業発展の中核になるとして認識されているが、現段階では政府の後押しを受けた誘導的な産業化が中心になっている。企業の進出や政府の支援は、交通便利性などの立地条件の良好な地域に限定される傾向にあり、条件不利地域が産業化の波から取り残されている。

こうしたなか、内モンゴルの多くの牧畜地域では、生活水準の向上を図るためには牧民自らが牧畜産業化および牧畜業の改善を実現しなければならない現状にある。こうした牧民たちの自発的な対応の1つとして、近年、注目されているのが「連戸牧場」である。2007年に『農民專業合作社法』が施行されるなど、牧家間連携の形成に有利となる社会的な条件が整いつつあることも、こうした動きの背景にある。はたして、「連戸牧場」は産業化の波から取り残されている伝統的牧畜地域の持続的牧畜業発展に寄与する経営モデルに成り得るのであろうかという問題意識の下、本稿では「連戸牧場」の事例分析を通してその経営実態を明らかにし、その結果を踏まえ「連戸牧場」の設立・発展に際しての課題について考察した。

事例分析から導かれた主な結果は以下に要約される。「連戸牧場」は、初期投資や合意

形成など設立に際して多くの課題を抱えているものの、土地請負から生じた零細分散土地の効率的利用、労働力の合理化、優良な家畜種の導入、畜産物市場の確保等を通して牧畜業の生産性向上を実現できる経営形態である。極論すれば、伝統的牧畜業の産業化に向けた課題を包括的に解決できる機能を有しているといつてよい。しかし、「連戸牧場」方式は今後の牧畜経営の持続的発展の1モデルとして評価されるものの、自然環境の悪化や牧家間経済格差の拡大を招く可能性があるなど、その発展に伴う懸念も存在する。

これまで「連戸牧場」を対象にした事例研究は存在しておらず、「連戸牧場」に関する知見は限定的であるため、本事例分析の結果は今後、「連戸牧場」の普及の展開を図る上で有益な示唆を与えることができると思われる。とはいえ、牧畜地域における牧家連携は未だ模索の段階にあり、その成立条件や発展の方向性に関しては数多くの課題が横たわっている。これらを今後の研究課題としたい。

キーワード 内モンゴル 牧畜業 持続的発展 連戸 牧家連携

(Alatansha & Atsushi Chitose)